

船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年7月14日 18時15分ごろ
発生場所	北海道 <small>まきこない</small> 更木岬南南西方沖 葛登支岬灯台から真方位223° 1.8海里付近 （概位 北緯41°43.2′ 東経140°34.3′）
インシデントの概要	プレジャーヨットアルタイル2は、航行中、こんぶ養殖施設に進入し、こんぶ養殖用のロープがキールに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月24日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット アルタイル2、6.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-51015北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風速 5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約3m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、風と波が強まったので急きょ針路を変更し、更木岬南南西方の沿岸域を航行中、船長が船首至近に、こんぶ養殖施設の浮き球を視認したが、どうすることもできずに同施設に進入し、こんぶ養殖用ロープ（以下「本件ロープ」という。）がキールに絡まり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁に救助を要請し、来援した救難所所属船により絡んだ本件ロープが切断された後、巡視艇にえい航されて函館港に入港した。</p> <p>船長は、沿岸域のこんぶ養殖施設の詳細な設置状況を知らなかったものの、目視で同施設を見つけられると思い、沿岸域を航行していた。</p>
分析	本船は、航行中、船長が、目視でこんぶ養殖施設を見つけられると思い、同施設の詳細な設置状況を知らずに沿岸域を航行したことから、同施設に進入して本件ロープがキールに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が、目視でこんぶ養殖施設を見つけられると思い、同施設の詳細な設置状況を知らずに沿岸域を航行したため、同施設に進入して本件ロープがキールに絡んだことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・事前に海上保安庁及び地元漁業協同組合から情報を収集するなどして、航行予定海域の養殖施設の設置状況を調査すること。
--	---